
長期財政収支見通しと 財政運営の基本的な考え方

《令和元年度決算後ローリング版》

【長期財政収支見通し：令和3年度～令和12年度】

長期財政収支見通しの大前提

- 長期財政収支見通しの試算は、現時点での税制度、地方財政制度及び本市の財政運営を基に行っており、今後の制度改正や事業計画の見直しなどに応じて変更が生じるものです。
- 本試算は、過年度実績を基に今後の収支の増減の要因を考慮しつつ、一定の仮定に基づいて機械的に推計したものであり、将来の予算編成を拘束するものではありません。また、本市のあるべき姿を示したものではありません。
- 財政収支見通しの試算は、試算後の状況の変化を反映するため、定期的な見直し(ローリング)を行い、期間の延伸をしていきます。

収支均衡の取組

- 市では、この長期財政収支見通しに基づいて、収支均衡に向けた取組の実施など行財政改革の加速をはかり、将来にわたって持続可能な規律ある財政を確保していきます。

令和2年10月
市原市
財政部財政課

《 目 次 》

I 長期財政収支見通し	1 <small>ページ</small>
(1) 長期財政収支見通しの大前提	1
(2) 長期財政収支見通しの前提条件	1
(3) 長期財政収支見通し(令和3年度～令和12年度)	3
(4) 長期財政収支見通しの概要	4
① 歳入・歳出の見通し	4
② 歳入の見通し	4
③ 歳出の見通し	5
④ 財政調整基金残高の推移	5
⑤ 市債残高の見通し	6
⑥ 経常収支比率の見通し	6
(5) 長期財政収支見通しのポイント	7
(6) 長期財政収支見通しのリスク	8
II 財政運営の基本的な考え方	9
(1) 財政運営の基本的な考え方	9
(2) 収支均衡に向けた取組	9
① 歳入の確保と適正化	9
② 歳出の抑制と適正化	10
③ その他財政健全化に向けた取組	10
(3) 基本指針	11

I 長期財政収支見通し（令和元年度決算後ローリング）

（1）長期財政収支見通しの大前提

- 長期財政収支見通しの試算は、現時点での税制度、地方財政制度及び本市の財政運営を基に行っており、今後の制度改正や事業計画の変更に応じて変更が生じるものです。
- 本試算は、総合計画に掲げる施策効果と、歳入確保の取組や行財政改革による歳出削減など、今後の収支の増減の要因を考慮しつつ、一定の仮定に基づいて機械的に推計したものであり、将来の予算編成を拘束するものではありません。また、本市のあるべき姿を示したものではありません。
- 公共資産マネジメントによる施設の再配置や大規模建設事業については、時期や規模が確定していないため、計上していません。
- 財政収支見通しの試算は、試算後の状況の変化を反映するため、定期的な見直し（ローリング）を行い、期間の延伸をしていきます。

（2）長期財政収支見通しの前提条件

【基本事項】

- ・期間は令和3年度から令和12年度までの10年間
- ・会計は各種財政指標の基礎となる「普通会計」ベース

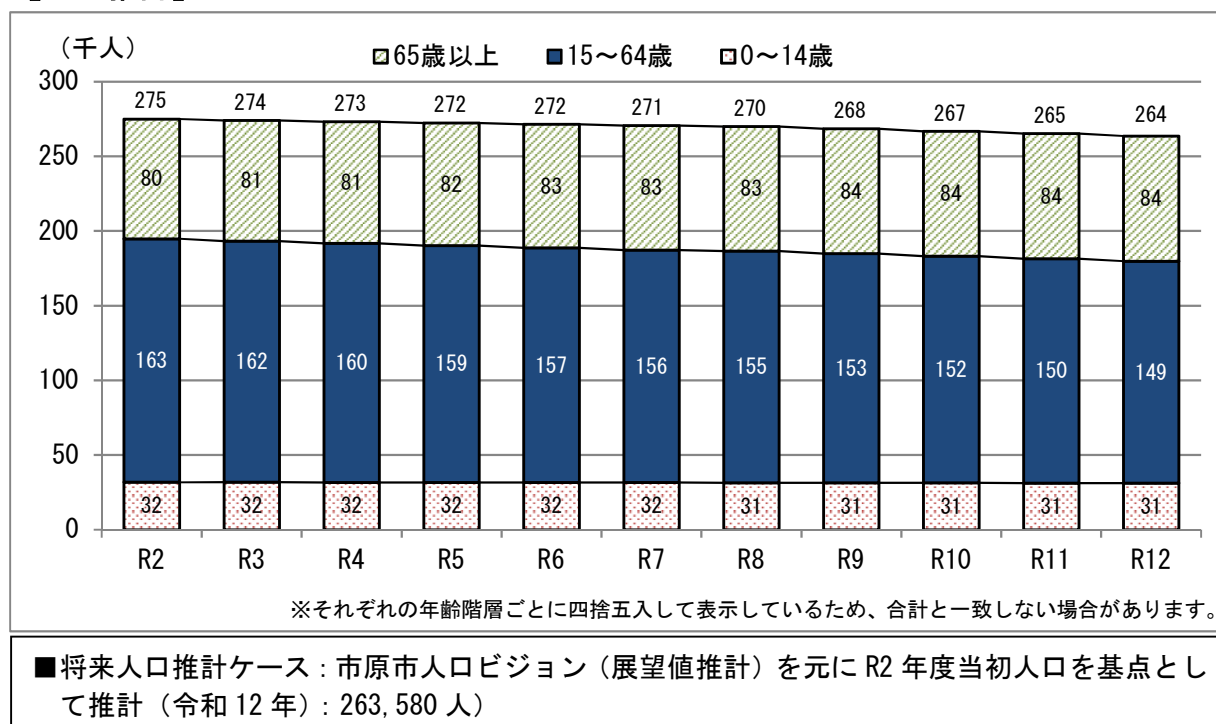
【歳入】

区分	試算の前提条件
市税	<ul style="list-style-type: none">□個人市民税は、納税者の人口動態を勘案□法人市民税は、R1年度決算額を基礎として、法人市民税法人税割の一部国税化の税率変更（△3.7%）を反映□固定資産税は3年ごとの評価替えを勘案。設備投資の動向を見込む
譲与税・交付金・交付税	<ul style="list-style-type: none">□普通交付税は、税収見込み等を勘案し推計（推計期間内は不交付となる見込み）、特別交付税は5千万円で固定□地方消費税交付金は、R1年10月からの税率引き上げを反映□その他の譲与税・交付金はR1年度決算とR2年度当初予算を反映し、以後横ばい
国・県支出金	<ul style="list-style-type: none">□扶助費及び普通建設事業費などの歳出に連動
市債	<ul style="list-style-type: none">□建設事業債は、過去の実績からR5年度以降は40億円で固定
その他	<ul style="list-style-type: none">□繰入金は、財政調整基金繰入金10億円を基礎として見込む□その他の歳入（分担金・負担金・使用料・手数料）は、R1年度決算状況とR2年度当初予算を勘案□新型コロナウイルス感染症による減収を勘案（R3～R5年度）

【歳出】

区分	試算の前提条件
人件費	<input type="checkbox"/> 経常分は、R1 年度決算額を基礎として、会計年度任用職員制度に伴う影響額等を反映 <input type="checkbox"/> 臨時分は、選挙等を加算
扶助費	<input type="checkbox"/> 保育関連扶助費は、幼保再編計画等に伴う影響額を反映 <input type="checkbox"/> その他の扶助費は、R1 年度決算額を基礎として、年 2.5%増で見込む
公債費	<input type="checkbox"/> 既発債は公債台帳による <input type="checkbox"/> 新規発行分は、政府資金=償還（据置）期間 15(3)年・利率=0.5% 民間資金=償還（据置）期間 10(0)年・利率=0.3%で推計
物件費	<input type="checkbox"/> 経常分は、R1 年度決算額を基礎として以後一定の行財政改革の取り組みによる支出の抑制を反映し、年 1.0%の増を見込む <input type="checkbox"/> 臨時分は、過去の決算の平均額 10 億円で固定
繰出金	<input type="checkbox"/> 介護会計、後期高齢者医療事業特別会計は、過去の決算を踏まえ、伸び率をそれぞれ年 6.2%、4.6%で見込む
普通建設事業費	<input type="checkbox"/> R3 年度以降は、現時点で確定している事業は反映し、その他は毎年経常的に実施する区画整理事業等の実績額に起債発行上限額を勘案して事業費を積上げ。（公共資産マネジメントによる統廃合や大規模改修については、時期や規模が確定前のため未計上）
その他	<input type="checkbox"/> 維持補修費：施設の老朽化に伴い、R1 年度決算額を基礎として、年 5.0%増で見込む <input type="checkbox"/> 補助費等：R1 年度決算額を基礎とする（水道会計への補助金・負担金含む） <input type="checkbox"/> 貸付金：R2 年度当初予算額を横ばい

【人口推計】



(3) 長期財政収支見通し（令和3年度～令和12年度）

令和元年度決算を踏まえた財政収支見通しは、令和3年度から令和12年度までの10年間でおよそ278億円の収支不足が見込まれます。

【長期財政収支見通し（普通会計）（R2.10月時点）】

（単位：百万円）

歳入	R3	R4	R5	R6	R7
市税	45,733	47,673	48,553	50,053	51,160
譲与税・交付金・ 交付税	8,641	8,696	9,037	9,027	9,007
国・県支出金	27,907	26,855	26,078	26,647	27,299
市債	4,817	4,306	4,000	4,000	4,000
その他	10,459	9,634	9,694	9,707	10,077
歳入計 (A)	97,557	97,164	97,362	99,434	101,543
歳出	R3	R4	R5	R6	R7
人件費	18,123	18,107	18,145	18,113	18,331
扶助費	31,135	31,957	33,917	33,816	34,469
公債費	5,732	6,135	6,053	5,744	5,448
物件費	14,207	14,340	14,473	14,608	14,744
繰出金	8,833	9,190	9,567	9,967	10,389
普通建設事業費	12,611	9,929	7,800	7,800	7,800
その他	10,260	10,301	10,280	10,302	10,233
歳出計 (B)	100,901	99,959	99,235	100,350	101,414
収支差 (A-B)	△ 3,344	△ 2,795	△ 1,873	△ 916	129

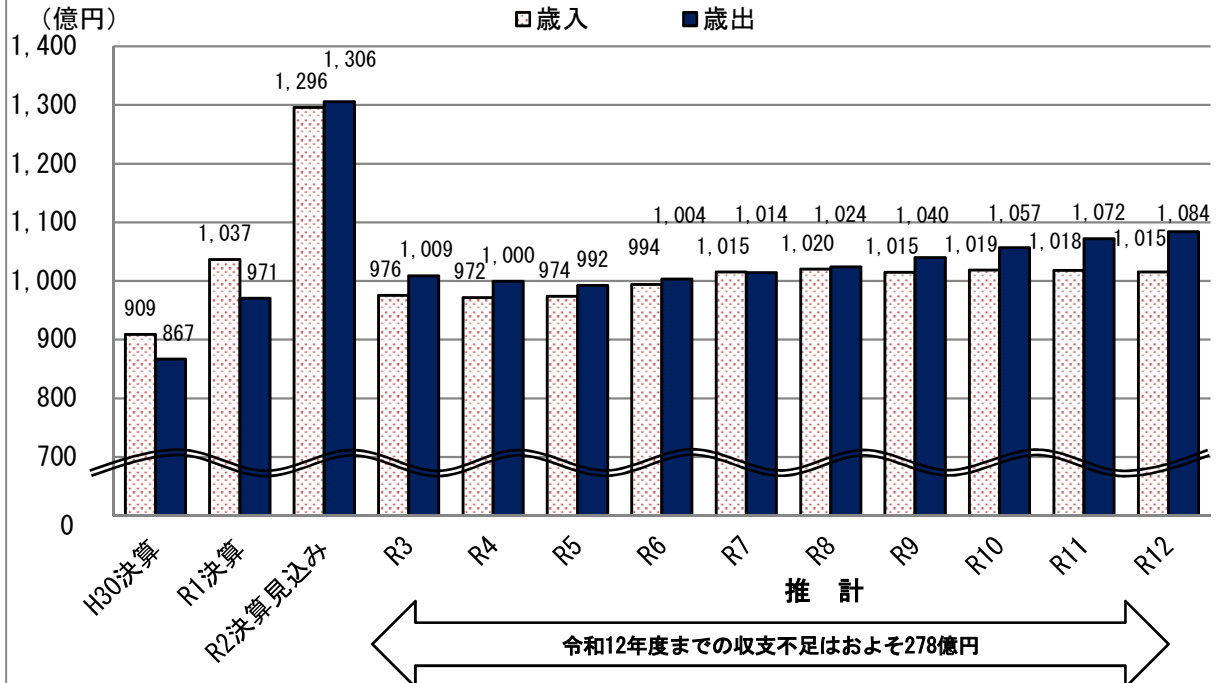
（単位：百万円）

歳入	R8	R9	R10	R11	R12
市税	51,648	50,813	50,499	50,229	49,446
譲与税・交付金・ 交付税	8,992	8,956	8,920	8,883	8,897
国・県支出金	27,523	28,005	28,481	28,990	29,520
市債	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
その他	9,837	9,707	9,967	9,707	9,707
歳入計 (A)	102,000	101,481	101,867	101,809	101,520
歳出	R8	R9	R10	R11	R12
人件費	18,149	18,217	18,216	18,268	18,327
扶助費	35,138	35,824	36,527	37,247	37,986
公債費	5,256	5,340	5,573	5,589	5,149
物件費	14,881	15,020	15,160	15,302	15,445
繰出金	10,836	11,302	11,795	12,316	12,868
普通建設事業費	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800
その他	10,370	10,492	10,627	10,674	10,821
歳出計 (B)	102,430	103,995	105,698	107,196	108,396
収支差 (A-B)	△ 430	△ 2,514	△ 3,831	△ 5,387	△ 6,876

(4) 長期財政収支見通しの概要

①歳入・歳出の見通し

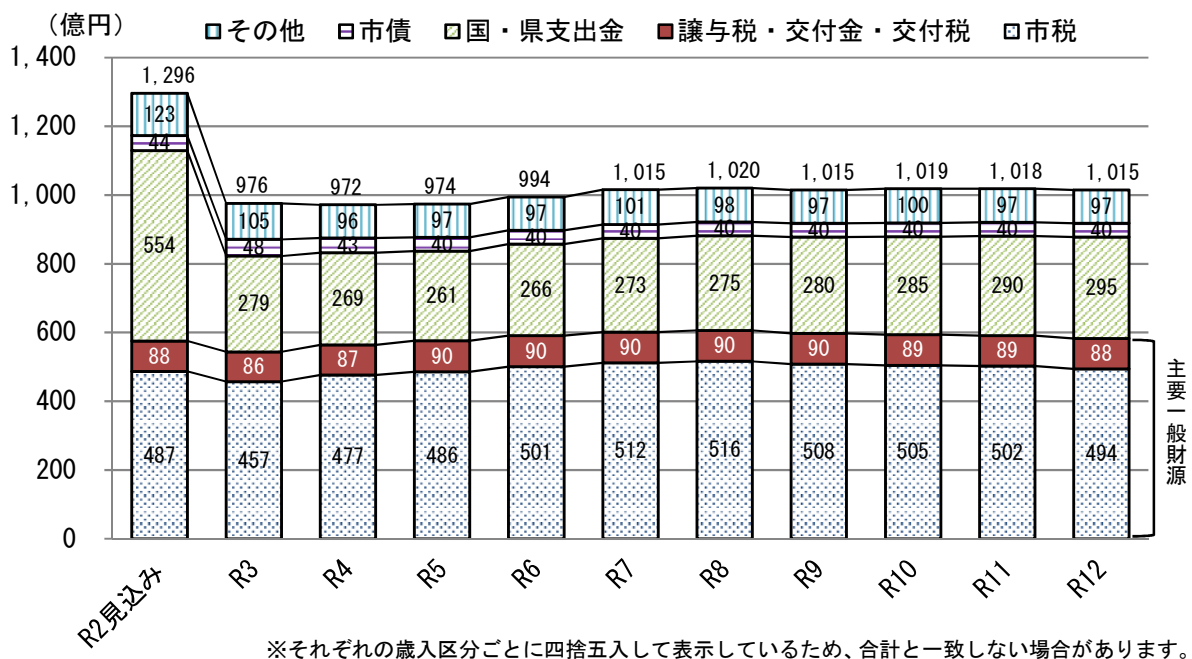
●令和3年度以降、各年度において歳出に対し歳入が不足し、その額は、令和12年度では69億円に達することとなります。



②歳入の見通し

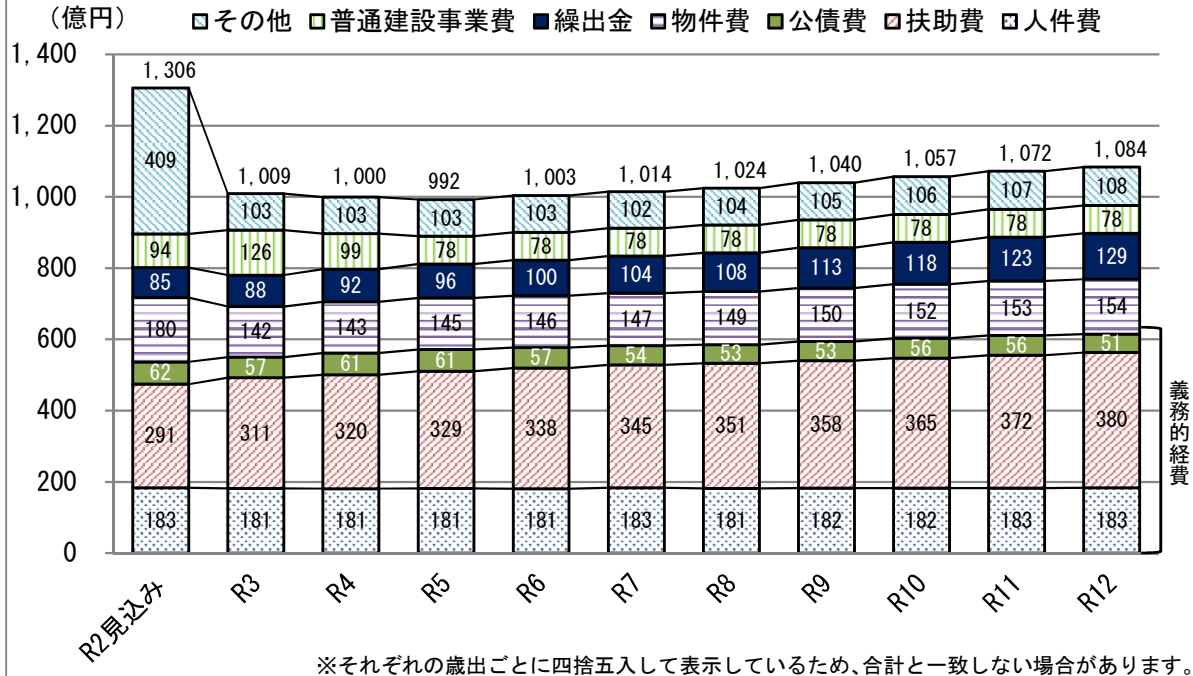
●臨時財政対策債を除いた主要一般財源である市税及び譲与税・交付金・交付税は、一時的な増加はあるものの、令和8年度以降は緩やかに減少します。

●市債は、実行計画事業の状況を踏まえ、令和5年度以降は、平年度ベースの建設事業を想定し、40億円の発行を見込みます。



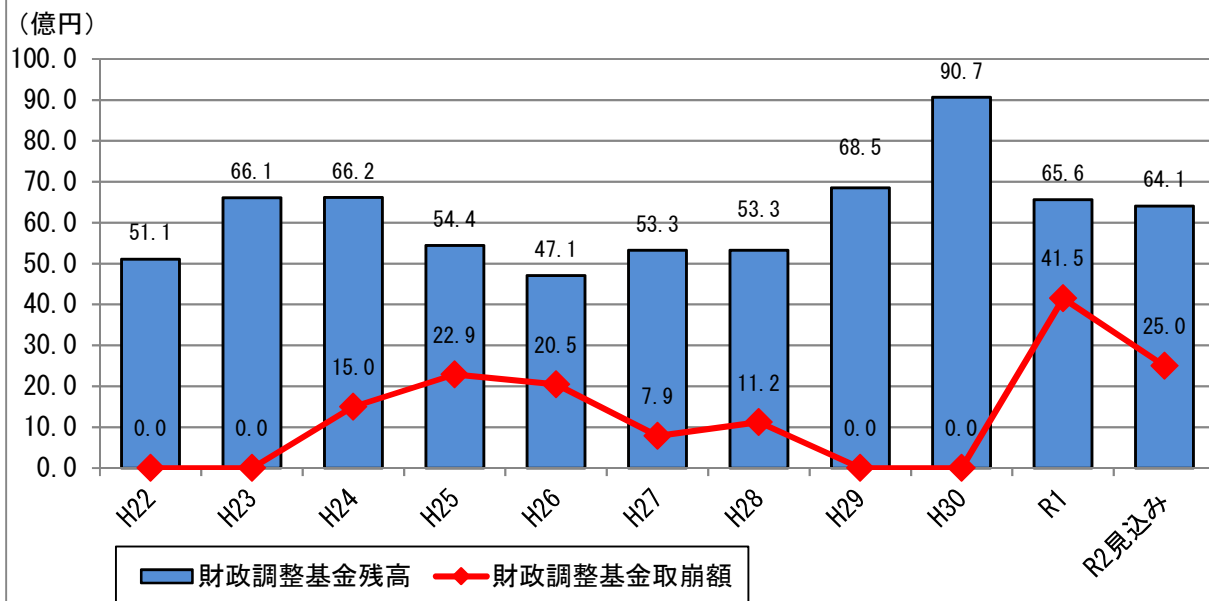
③歳出の見通し

●義務的経費は、公債費が減少するものの扶助費の増大により、10年間でおよそ65億円の増となります。



④財政調整基金残高の推移

●仮に長期財政収支見通しの収支不足を補うために取り崩しを進めた場合、財政調整基金は枯渇することとなります。

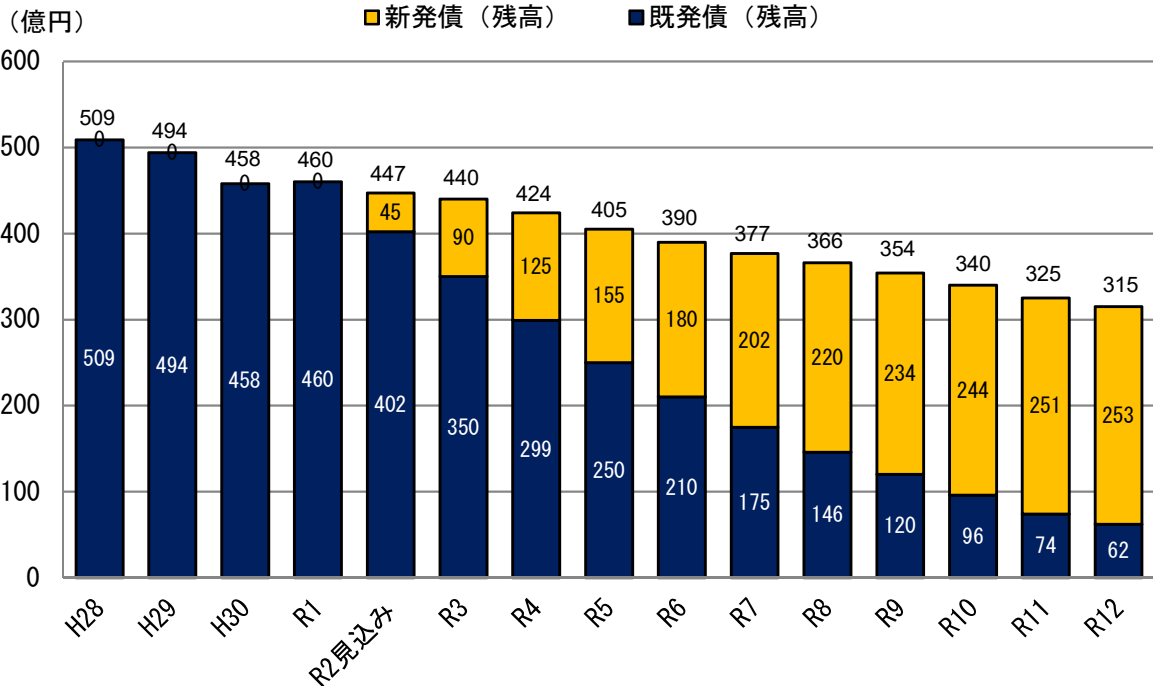


※令和元年度末見込みは、令和元年度決算による剰余金積立（22.0億円）と令和2年度中の財源不足による取崩し見込み額を反映しています。

※令和3年度以降の財政見通しでは、財政調整基金は毎年10億円程度の取り崩しを見込んでいます。

⑤市債残高の見通し

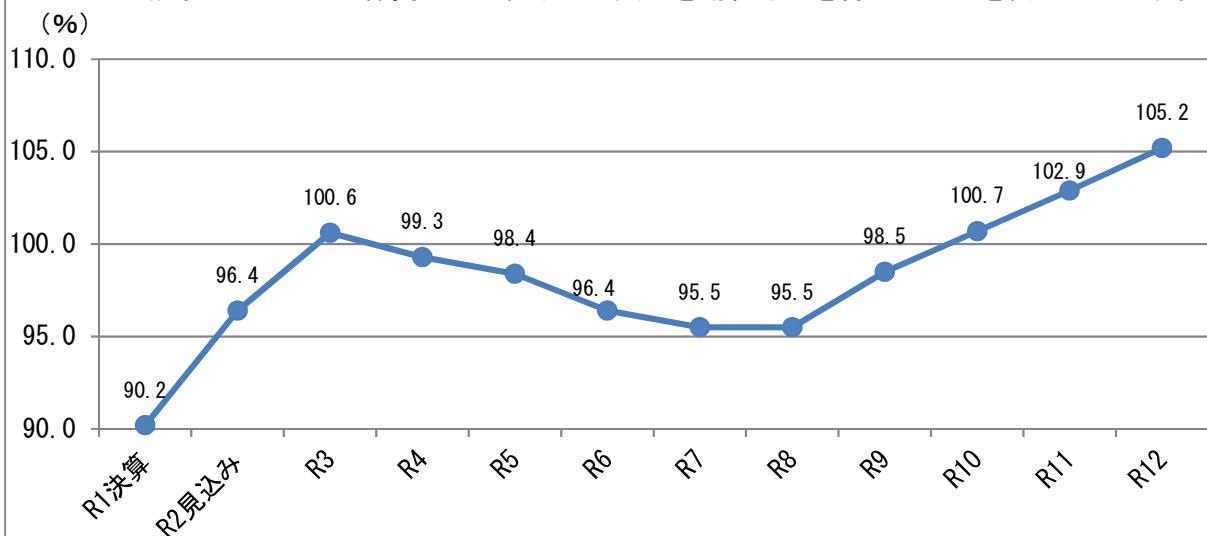
●財政見通しでの市債発行額を踏まえた今後の市債残高の見込みは、逡減していくものと考えられます。



⑥経常収支比率の見通し

●長期財政収支見通しを踏まえた比率は、年々悪化の傾向にあります。これは、扶助費等経常経費が増大する一方で、市税をはじめとする経常収入が年々減少していることによるものです。

●現状のまま推移した場合、令和3年度に100%を超え、翌年度に一旦下回りますが、令和10年度に再び超えることとなります。経常収支比率が100%を超えるということは、経常的な支出を経常的な収入で賄えないことになり、言い換えれば、基金(貯金)の取崩しなどの臨時的な収入で人件費などの経常的な支出を賄わざるを得ないことを表しています。



(5) 長期財政収支見通しのポイント

歳入面

●主要財源（市税・交付金）は均衡

- 個人市民税は、生産年齢人口の減で減少
- 法人市民税は、税制改正による税率引き下げにより減少し、R5年度以降は横ばい
- 固定資産税は、評価替えや設備の減価償却により減少するものの、設備投資により年度により大幅増あり
- 地方消費税交付金は、消費税率の引き上げに連動して増加し、以後は人口と比例して減少傾向
- 市税及び地方消費税交付金はR3～R5年度で新型コロナウイルス感染症の影響を受ける

●国・県支出金は歳出に連動し、増加

- 国・県支出金は、扶助費や普通建設事業費と連動するため増加傾向

●普通交付税・臨時財政対策債は見込まない

- 収支状況と地方財政対策の動向に基づく推計により不交付となるものと見込む

歳出面

●職員人件費は横ばい。幼児教育・保育の無償化に伴う影響額を反映

- 現時点では定員管理に関する計画が無いことから横ばい
- 会計年度任用職員制度導入に伴う影響額を見込む

●扶助費は10年間で69億円、22%増大

- 人口は減少するものの、高齢者人口の4千人増加に伴い、生活保護、障害福祉を中心に増大を見込む

●公債費は逡減

- 発行額の抑制で逡減傾向であり、10年間で6億円、10%の減
- 市債残高も逡減

●繰出金は10年間で40億円、46%増大

- 高齢者数の増加により、医療・介護の特別会計繰出金が増大

●普通建設事業費は一定

- 公共資産マネジメントによる再配置や施設の大規模改修などは時期や規模が未定なため未計上
- R5年度以降は、過去の決算の推移から経常的に実施している事業量相当で固定

●その他経費は増加傾向

- 補助費等は下水道事業の企業会計化の影響により増加
- 維持修繕費は施設の老朽化に伴い、増加

(6) 長期財政収支見通しのリスク

長期財政収支見通しは、今後の制度改正や事業計画の変更などに応じて変更が生じるものであり、今後の見通しについては、下記のリスクが考えられます。

歳入面のリスク

- ゴルフ場利用税廃止の動きがあります。
(参考：ゴルフ場利用税交付金 R2 年度当初予算額 6.7 億円)
- 国による石油化学産業の競争力強化施策の推進に伴う、臨海部企業の設備統廃合による規模縮小などによる影響を考慮していません。
- 法人市民税は、臨海部企業の業績による影響を受けやすく、世界経済における通商問題の動向や、海外経済の不確実性、金融市場の変動の影響によって大幅な増減が生じる恐れがあります。
- 法人実効税率が下がるため、市民税法人税割が連動して減収となります。(今回の長期財政収支見通しでは、H28 年度税制改正による法人税率の引き下げ (H28 年度以降 23.4%・H30 年度以降 23.2%) を反映しています。)
- 地方交付税は、国の中期財政計画では今後縮小の方向にあります。(臨時財政対策債発行枠にも大きく影響します。)

歳出面のリスク

- 扶助費は、高齢者人口が増加するものの、年少人口の減少を踏まえ、伸び率を年 2.5% と設定していますが、過去 10 年 (H22 決算～R1 決算) の平均伸び率は 3.9% となります。(過去 5 年の平均伸び率は 2.9%)
- 介護保険事業・後期高齢者医療事業特別会計への繰出額は、過去の伸び率の実績で推計していますが、対象者となる高齢者人口の伸び率は鈍化してきているものの、一人当たりの保険給付費、医療費は年々増大しており、推計以上に増大する恐れがあります。
- 維持補修費は年 5% の伸び率、普通建設事業費は、毎年経常的に実施する区画整理事業等の過去の実績額に起債額を勘案して推計していますが、公共施設の老朽化の進行により大幅に増大する恐れがあります。
- 公共資産マネジメントの進捗による公共施設の再配置やプラント等の大規模修繕などは、時期や規模が未定のため、計上していません。こうした事業が決定してきた場合、普通建設事業費が大幅に増大する恐れがあります。

Ⅱ 財政運営の基本的な考え方

(1) 財政運営の基本的な考え方

令和3年度から令和12年度までの10年間の収支見通しでは、およそ278億円の収支不足が見込まれ、単年度平均では27.8億円の赤字が見込まれます。令和2年度当初予算では、最終的な財源対策として財政調整基金から14.5億円を取り崩して収支均衡を図りましたが、この方法には限界があります。

さらに、歳出の抑制についても、予算編成での枠配分方式や要求上限額の設定だけでの対応は困難であり、抜本的な対策が必要となっています。

少子高齢化・人口減少により、市税をはじめとする経常一般財源の伸びが見込めない一方で、義務的支出である扶助費（社会保障関係経費）等の増加により、収支不足額は年々拡大傾向にあり、財政構造の見直しが急務となっています。

このため、財政運営にあたっては、次の(2)に掲げる収支均衡に向けた取組により収支不足を解消するとともに、基本的な指針を決定し、将来にわたって持続可能な規律ある財政を確保していきます。

(2) 収支均衡に向けた取組

①歳入の確保と適正化

○市税等徴収率の向上と未収債権（滞納額）の回収促進

- 給与所得者に係る市民税特別徴収の原則化
- 統合型滞納管理システムによる効果的・効率的な滞納整理

○市税収入の増大に向けた税源の涵養

- 市内産業の育成
- 企業立地促進
- 人口維持・拡大
- 交流・関係人口の拡大

○特別・企業会計を含む使用料等の受益者負担の適正化

- 施設維持管理費に加え、人件費や減価償却費などフルコストでの原価計算による使用料の見直しと的確な運用
- 減免制度の適正化

○国・県支出金等の特定財源の獲得

- 情報収集や要望活動等の取組による、国・県支出金等の特定財源の獲得

○未利用資産の売払い、貸付等による有効活用

- 全庁的な土地台帳の一元管理による、未利用資産の把握と売却を含めた活用方針の策定
- 民間ノウハウ等を活用した未利用資産の売払いや貸付など

○公民連携による新たな歳入の確保

- 民間提案制度等による公共資産の利活用、ネーミングライツ及び各種広告事業の拡充

○有利な資金の最大限の活用

- 交付税措置のある市債やより低利な貸付金など、有利な資金を最大限活用

②歳出の抑制と適正化

○人件費、扶助費、公債費ほか経常的経費の抑制

- 職員数や給与の見直しによる人件費適正化
- 市単独扶助費の抑制
- 内部管理経費や補助金等をはじめとする事務事業の徹底した見直し
- 事務事業の民間委託推進

○特別会計の繰出金適正化の推進

- 基準外繰出しの縮小に向けた、保険料や使用料の的確な改定と保険給付費、維持管理費の抑制

○将来負担を含めた費用対効果の検証による事業の選択

- 新規事業はもちろん、継続的に実施する事業について、人件費や資本費を含めたトータルコストによる費用対効果の検証
- 建設事業の選択と集中による重点化と効率化の推進

○公共施設個別施設計画への対応

- 個別施設計画に基づく施設の適正配置及び老朽化対策費用の平準化

③その他財政健全化に向けた取組

○ビルド・アンド・スクラップの徹底

- 事業の廃止・統廃合を含めた一層の重点化
- 新規事業の創設にあたっては、既存事業の廃止・縮小、新たな歳入確保等による財源確保を原則化

○財政調整基金ほか積立基金の残高の確保

- 残高目標額の設定と、決算剰余金の2分の1以上積立ルールの厳守

○分かりやすい財政情報の提供

- 財務書類の整備を含む分かりやすい財政情報の作成と公表による財政状況の透明化の推進

(3) 基本指針

- ◆各年度における市債の発行額は50億円を上限とするとともに、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の均衡に努めます。なお、大規模事業への対応により、一時的に50億円を超える発行額とならざるを得ない場合には、後年度の発行額の抑制により、恒常化しないよう努めます。（ただし、災害への対応を除く。）
- ◆財政調整基金は取り崩しの抑制を心掛け、大規模災害及び景気変動等への対応として、標準財政規模の10%相当である50億円以上の残高を確保するよう努めます。
- ◆今後控えている各種公共施設の大規模改修や更新に要する財源対応として、公共施設整備基金の計画的な積み立てと残高の確保に努めます。
- ◆市民に市政への関心・理解を深めてもらい、市民との協働を推進するため、財政状況・財政運営の透明性の確保に努めます。